

平成22年度当初予算を可決

2月定例会概要

知事説明要旨

郷土和歌山に誇りを持ち、自分の将来や地域の発展に「希望」を抱けるような活気に満ちた和歌山を築くため、活力ある産業の創出や観光資源の売り出しなどを積極的に展開するとともに、子育て環境の整備や医療・福祉サービスの体制整備、災害に強い基盤整備など、県民の様々な不安を払拭する「安心」の取組についても、着実に充実・強化します。



一般質問議員(17人)

3月5日(金)	3月8日(月)	3月9日(火)	3月10日(水)
吉井 和視	尾崎 太郎	長坂 隆司	中村 裕一
多田 純一	藤本 眞利子	藤山 将材	山下 大輔
原 日出夫	川口 文章	松坂 英樹	中 拓哉
藤井 健太郎	雑賀 光夫	須川 倍行	門 三佐博
新島 雄			

主な質問とこれに対する知事や関係当局の答弁は下記のとおりです。(要約抜粋)

当初予算に対する感想

問 22年度は、予算規模5345億円、前年度比2.2%増と積極型予算となっており、各分野に配慮されたバランスのよい予算と思うが、知事の感想は。

答 当初予算は、「希望」と「安心」を設計思想として編成した。今県がやるべき施策は財源の許す限りすべて盛り込むことができ、新政策の推進に向けた「積極的な予算措置」と「財政の健全化」という2つの目標を両立させることができた。

南紀白浜空港存続の課題

問 JALが破綻し、地方空港の存続が危ぶまれる中、南紀白浜空港では飛行機材を見直し、座席数が150席から76席に変更されたが、小型化に対する評価、今後の取組は。

答 本年4月より小型化されるが、通年3往復が確保されたことは評価したい。今後、特便割引3の導入などによる利便性の向上を生かすとともに、さらなる利用促進を行うことにより利用者の拡大を図りながら、増便や機材の大型化について引き続きJALに対し要望できるような張り詰めていく。

関西広域連合の将来のあり方

問 設立案では道州制導入ステップになるか、道州制にかわるシステムになるか、今後の検討課題とされているが、将来のあり方をどう見通しているか。

答 関西広域連合は、道州制を目指すものではない。設置目的は、広域行政を担う責任主体を確立すること、国の出先機関の権限移譲の受け皿として地域の自己決定、自己責任を果たすことであり、これらは設立以降も変わるものではないと考える。

中小企業高度化資金の債権放棄

問 平成20年6月議会において債権放棄問題で附帯決議をつけたが、今回の協同組合への融資の債権放棄に当たり、前回の附帯決議を受けとめたか。

答 不良債権の処理に当たっては、審査体制をさらに充実し、外部の専門家による徹底的な調査を行ったり、調査結果報告書を議会に提出するなど、附帯決議を重く受けとめている。今後とも債権が県民の税金であるという認識のもと、可能な限りの手段を用いて最大の回収に取り組みとともに、組合資産の徹底的な調査、連帯保証人等への厳しい取り立てをしていく。

附帯決議(H20.6)

- 今後、やむなく債権放棄せざるを得ない案件が生じた場合は、貸付時及び債権回収過程における問題点について徹底的に調査、分析し、県民の理解が得られるよう充分説明を行うこと。

災害に対する知事の心構え

問 自分たちの住む地域は自分たちで守ろうという自助・共助の機運が高まっているが、それをカバーする公助の観点から、大災害時の総司令官としての知事の心構えは。

答 災害時には、危機管理局をはじめ関係部局の職員も各部署や現場で懸命に取り組んでいるが、特に知事の役割は大きい。これまでも大規模災害発生時には知事が防災センターで陣頭指揮をとってきたが、今後も先頭に立ち、迅速かつ的確に対策に当たっていく。



県防災センター
災害対策本部室

子ども手当に対する考え方

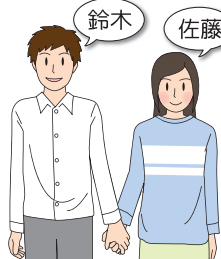
問 知事は、地域主権や地方自治の本旨に反するということで、他の知事と連名で子ども手当の地方負担に関する要請をされたが、子ども手当に対する考え方は。

答 地方の意見を聞くことなく児童手当を子ども手当の一部とすることを決め、県や市町村が児童手当のために拠出した財源を子ども手当の財源の一部に充当することにしたのは、地域主権を標榜する新政権としてはいかなるものかなと思う。

選択的夫婦別姓制度に対する考え

問 10年以内の制度導入を求めた平成12年の国の審議会答申を踏まえ、現内閣では審議・採択の動きが加速されている。この間、議論が深まったとは思わないが、この制度に対する県の見解はどうか。

答 この制度は国民生活に広く深くかかわるテーマであり、男女の平等や社会参画といった観点だけでなく、これまで日本が培ってきた文化、家族や親子のあり方など、様々な角度からの国民的議論が必要であると考える。今後、内閣府の世論調査など、国における動きを注視する。



DV対策

問 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)では市町村による基本計画の策定は努力義務であるが、緊急避難等の問題もあり基本計画は必要である。今後どう対応していくのか。

答 多様な関係機関が連携し、切れ目のない支援ができるよう現在のネットワークの充実強化に努めたい。住民に身近な市町村に対し、基本計画の策定や体制の整備など地域の実情に応じた連携・協力を働きかけていく。

DV

- 「ドメスティック・バイオレンス」の略で、同居している家族などから受ける家庭内暴力のこと。